

議案第 7 号

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 2 年 2 月 1 4 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年霧島市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 10 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 11 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第 24 号を第 27 号とし、第 19 号から第 23 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 18 号を削り、同条第 17 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第 21 号とし、同条中第 16 号を第 20 号とし、第 15 号を第 19 号とし、第 14 号を削り、同条第 13 号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第 18 号とし、同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に次の 5 号を加える。

- (12) 満 3 歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号。以下「令」という。)第 4 条第 1 項に規定する満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満 3 歳以上保育認定子ども 令第 4 条第 1 項第 2 号に規定する特定満 3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満 3 歳未満保育認定子ども 令第 4 条第 2 項に規定する満 3 歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第 4 条第 2 項第 2 号に規定する市町村民税所得割合算

額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第 13 条第 2 項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第 3 条第 1 項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第 5 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第 13 条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第 6 条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 項中「及び」を「の数及び」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第 4 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 5 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 7 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 8 条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成 26 年内閣府令第 44 号)第 7 条第 2 項の規定による通知)」を加え、「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 9 条の見出し中「支給」を「教育・保育給付」に改め、同条第 1 項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第 2 項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 10 条及び第 11 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 13 条第 1 項中「(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第 19 条において同じ。)」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者(満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」に、「法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。)」を「満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第 27 条第 3 項第 2 号に掲げる額」に改め、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第 28 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該

現に特別利用教育に要した費用の額)」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「提供」の次に「(次に掲げるものを除く。)」を加え、「(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)」を削り、同号に次のように加える。

ア 次の(ア) 又は(イ) に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア) 又は(イ) に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ) において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア) 又は(イ) に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア) 又は(イ) に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「いい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において」を「いう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 17 条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 18 条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 19 条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 20 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 13 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 21 条第 1 項及び第 2 項ただし書、第 24 条の見出し並びに同条から第 26 条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 27 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 28 条第 1 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 30 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 32 条第 2 項及び第 4 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 34 条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育の提供」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 35 条第 1 項及び第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 3 項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第 28 条第 1 項の特例施設型給付費をいう。次条第 3 項において同じ。)を、それぞれ含む」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」に、「同号又は同項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」

と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」に改める。

第36条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子どもの数及び」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「小学校就学前子ども」を「小学校就学前子どもの数」に、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」に、「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「特定・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「(事業所内保育事業を除く。）」の」に、「数を」を「数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「とし」及び「、その利用定員の数を」を削り、「第4条」を「第3条」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項中「本文」を「各号列記以外の部分」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条にお

いて同じ。))」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する市町村が定める額とする。))」を削り、同条第 2 項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第 30 条第 2 項第 2 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第 3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)」を削り、同条第 3 項から第 6 項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第 46 条第 5 号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第 43 条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第 47 条第 1 項及び第 2 項ただし書中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改める。

第 49 条第 2 項中「支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に改め、同項第 2 号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 50 条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第 14 条第 1 項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費をいい、法第 28 条第 1 項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第 19 条において同じ。))」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第 50 条において準用する次項及び第 19 条において同じ。))に係る地域型保育給付費(法第 29 条第 1 項に規定する地域型保育給付費をいい、法第 30 条第 1 項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第 50 条において準用する第 19 条において同じ。))」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項及び第 19 条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第 23 条中「運営規程」とあるのは「第 46 条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」を「第 11 条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。))について」と、第 12 条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第 14 条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第 1 項中「施設型給付費(法第 27 条第 1 項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法

第 29 条第 1 項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第 19 条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第 2 項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第 19 条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第 51 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子どもの数及び」に、「同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満 3 歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第 3 項中「を含むものとして、本章(第 39 条第 2 項及び第 40 条第 2 項を除く)」を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第 30 条第 1 項の特例地域型保育給付費をいう。次条第 3 項において同じ。))を、それぞれ含むものとして、この章(第 40 条第 2 項を除き、前条において準用する第 8 条から第 14 条まで(第 10 条及び第 13 条を除く。)、第 17 条から第 19 条まで及び第 23 条から第 33 条までを含む。次条第 3 項において同じ)」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第 39 条第 2 項中「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満 3 歳未満保育認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。))」とあるのは「法第 19 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第 52 条第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。))」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第 43 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。))」と、同条第 2 項中「法第 29 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 30 条第 2 項第 2 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 3 項中「前 2 項」とあるのは「前項」と、同条第 4 項中「前 3 項」とあるのは「前 2 項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第 13 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。))に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。

第 52 条第 1 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「及び」を「の数及び」に改

め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。)」とあるのは「定める額をいう。)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)」に、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とする。

附則第5条中「本文」を「各号列記以外の部分」に、「5年」を「10年」に改め、同条を附則第4条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の霧島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

(提案理由)

令和元年10月に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)が改正されたことを踏まえ、本条例の所要の改正をしようとするものである。